

総合特別区域計画に係る 認定申請の手引き

内閣官房 地域活性化統合事務局

内閣府 地域活性化推進室

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域計画に係る認定申請について、必要な準備や手続について解説するものです。今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定することがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣官房地域活性化統合事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

E-mail : sogotoc@cas.go.jp

Tel : 03-5510-2159

目次

《総論》

1 . 認定申請の主体	・・・・・・・・	1
2 . 認定申請の手続き（必要な提出書類及び記載事項）	・・・・・・・・	1

（添付資料）

別添1	国際戦略総合特区計画の認定申請書作成イメージ	・・・・・・・・	2
別紙1 -1	規制の特例措置	・・・・・・・・	5
別紙1 -2	国際戦略総合特区設備等投資促進税制	・・・・・・・・	7
別紙1 -3	国際戦略総合特区事業環境整備税制	・・・・・・・・	9
別紙1 -4	財政上の支援措置	・・・・・・・・	11
別紙1 -5	国際戦略総合特区支援利子補給金	・・・・・・・・	12
別紙1 -6	総合特区施設整備促進事業	・・・・・・・・	13
別紙1 -7	補助金等交付財産の転用手続の特例	・・・・・・・・	15
別紙1 -8	金融上の支援措置	・・・・・・・・	17
別紙1 -9	地域において講ずる措置	・・・・・・・・	18
別添2	地域活性化総合特区計画の認定申請書作成イメージ	・・・・・・・・	19
別紙2 -1	規制の特例措置	・・・・・・・・	22
別紙2 -2	地域活性化総合特区税制	・・・・・・・・	24
別紙2 -3	財政上の支援措置	・・・・・・・・	25
別紙2 -4	地域活性化総合特区支援利子補給金	・・・・・・・・	26
別紙2 -5	総合特区施設整備促進事業	・・・・・・・・	27
別紙2 -6	補助金等交付財産の転用手続の特例	・・・・・・・・	29
別紙2 -7	金融上の支援措置	・・・・・・・・	31
別紙2 -8	地域において講ずる措置	・・・・・・・・	32
別添3	特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況	・・・・・・・・	33
別添4	関係地方公共団体等の意見の概要	・・・・・・・・	35
別添5	総合特別区域計画の作成についての提案書	・・・・・・・・	36
別添6	地域協議会の協議の概要	・・・・・・・・	37

《各論（規制の特例措置）》

国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業	39
国際戦略建築物整備事業（法第21条関係）	41
国際戦略建築物整備事業（法第22条関係）	43
工場等新增設促進事業	44
地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業	46
地域活性化建築物整備事業（法第44条関係）	48
地域活性化建築物整備事業（法第45条関係）	50
特定農業者特定酒類製造事業	51
特定酒類製造事業	54
民間事業者特別養護老人ホーム設置事業	56
特定水力発電事業	60

総論

1. 認定申請の主体

認定申請を行うことができる者は、法及び基本方針の規定に基づき、当該総合特区計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体（総合特別区域の指定を受けた地方公共団体）に限られています。

注）認定申請を行おうとする事業が、複数の指定地方公共団体のうち一部のものにししか関係がない場合などには、認定申請の主体は、当該事業に係る指定地方公共団体のみを認定申請の主体としても構いません。

2. 認定申請の手続（必要な提出書類及び記載事項）

総合特区計画の認定申請に当たっては、以下の書類の提出が必要となります。それぞれ、次頁以降の別添及び別添に含まれる別紙を参照して作成してください。

なお、別添様式名（例：「別添 1 - 1」、「別添 2 - 3」など）は、事務処理上必要となるため、変更せず、そのままご活用ください。

- ① 総合特別区域計画認定申請書（施行規則別記様式第 1 の 4 又は第 5 の 4）
総合特別区域計画（施行規則別記様式第 1 の 4 又は第 5 の 4）
【別添 1（別紙 1 - 1 ~ 1 - 9 含む。）又は別添 2（別紙 2 - 1 ~ 2 - 8 含む。）参照】
- ② 総合特別区域計画認定申請書に係る以下の添付書類
 - i) 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類（施行規則第 11 条第 1 号又は施行規則第 29 条第 1 号）**【別添 3 参照】**
 - ii) 関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要（施行規則第 11 条第 2 号又は施行規則第 29 条第 2 号）**【別添 4 参照】**
 - iii) 特定総合特区事業を実施しようとする者からの提案を踏まえた認定申請である場合は、その提案（施行規則第 11 条第 3 号又は施行規則第 29 条第 3 号）**【別添 5 参照】**
 - iv) 地域協議会における協議の概要（施行規則第 11 条第 4 号又は施行規則第 29 条第 4 号）
【別添 6 参照】
 - v) 特定総合特区事業の実施に関し、個別に必要な書類等 **【各論編参照】**

（参考資料）

- i) 総合特区推進方針

別添 1 国際戦略総合特区計画の認定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 1 の 4（第 11 条関係）

国際戦略総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 12 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、国際戦略総合特別区域計画について認定を申請します。

注 1) 対象に訓令又は通達に係る規制の特例措置を含まない場合は、「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を削除して申請してください。

注 2) 対象が訓令又は通達に係る規制の特例措置のみの場合は、「第 12 条第 1 項の規定及び同法」の文字を削除して申請してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

注2) 事業ごとに、規制の特例措置、税制上の支援措置、国際戦略総合特区利子補給金、総合特区施設整備促進事業、補助金等交付財産の転用手続きの特例の区分を記入する。規制の特例措置の場合、併せて基本方針別表の該当する特定国際戦略事業の名称も記載してください。

注3) 特定国際戦略事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

注4) 規制の特例措置等と財政上の支援措置を活用する事業は、特定国際戦略事業となるため、財政上の支援措置も含めてこちらへ記載してください。

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

① <<一般国際戦略事業名>> (<<支援措置の名称>>、別紙1-4)

② <<一般国際戦略事業名>> (<<支援措置の名称>>、別紙1-4) (金融上の支援措置 (<<金融上の支援措置の名称>>)、別紙1-8)

.....

注1) 事業ごとに、その区分(財政上の支援措置等)に対応した別紙を作成してください。(国と協議が調った事業のみを記載してください(その際、指定申請書に記載した事業のうち、当該該当する事業を記載してください。また、取組の進捗に伴い追加しても構いません。))

注2) 財政上の支援措置の対象となる事業については、国の支援措置の名称を記載してください。財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)を活用しようとする場合であって、当該事業が特定国際戦略事業でない場合には、本欄に記載することが必要です。(国と協議が調った事業に限ります。)

注3) 金融上の支援措置の対象となる事業については、国の金融上の支援措置の名称も合わせて記載してください。(国と協議が調った事業に限ります。)

注4) 金融上の支援措置のうち、国際戦略総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業の対象となる場合は、本欄ではなく、「3 特定国際戦略事業の名称」に記載してください。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置(別紙1-9)

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」を基に別紙1-9に記載してください。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

注1) 地方公共団体等が行った提案のうち、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなったものについて記載してください。

注2) その他、認定申請を行う指定地方公共団体において必要と思われる事項を記入してください。

別紙 1-1 <規制の特例措置（●●事業）> 【(事業番号) / (合計事業数)】

注1) 本別紙は、計画本文に列挙した規制の特例措置を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。（例：規制の特例措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。）

注2) 規制の特例措置と合わせ、財政上の支援措置の対象となるものについては、別紙1-1に加え、別紙1-4も作成してください。

1 特定国際戦略事業の名称

<<特定国際戦略事業名>> (規制の特例措置（●●事業）)

注1) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注2) 財政上の支援措置については、別紙1-4に記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇（株） 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人

特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注1) 特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載してください。

注2) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。（ただし、規制の特例措置の適用が受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。）

注3) 「〇〇（株）」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注4) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

② 事業に関与する主体

〇〇〇

③ 事業が行われる区域

〇〇〇

④ 事業の実施期間

〇〇〇

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

〇〇〇

⑥ その他

〇〇〇

注1) 規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述してください。

注2) 財政上の支援措置の対象となる場合、「⑥その他」に、その旨を記載してください。

(例: 規制の特例措置(●●事業)に加え、<<支援措置の名称>>を活用することを予定。)

注3) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

4 当該特別の措置の内容

○○○○○○

注1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容」等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、本欄に記載の上、これを表示した図を添付してください。(指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照) (例: ○○○に係る特例措置: ○市の区域のうち、・・・区域)

注3) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注4) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

別紙 1-4 <<支援措置の名称>> 【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、国の財政上の支援措置を活用する特定国際戦略事業、一般国際戦略事業ごとに作成してください。(国と協議が調った事業のみを記載してください。)

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定国際戦略/一般国際戦略事業の名称**<<特定国際戦略/一般国際戦略事業名>> (<<支援措置の名称>>)**

注1) 規制の特例措置等と併せて実施する事業の場合、特定国際戦略事業とします。

注2) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」又は「4 i) 一般国際戦略事業について」と同一の名称を記載してください。

注3) 支援措置の名称は、指定申請書別添11の「国の制度名」を記載してください。国との協議の結果、別の制度で支援することとなった場合には、当該制度名を記載してください。(新規制度の場合には、新規制度の名称を記載してください。)

2 特定国際戦略/一般国際戦略事業の内容**① 事業概要**

○○○

注1) 特定国際戦略又は一般国際戦略事業の概要を記載してください。

注2) 規制の特例措置と関係する取組の場合には、規制の特例措置と併せて行うことによる効果も記載してください。

(例：規制の特例措置である●●事業と併せて行うことにより、○○が促進され、○○に資するものである。)

② 支援措置の内容

○○○

注) 指定申請書別添11の「事業内容」等をもとに、支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

○○○

注) 指定申請書別添11の「実施主体」をもとに記載してください。

④ 事業が行われる区域

○○○

⑤ 事業の実施期間

平成○年度～平成○年度

⑥ その他

○○○

注) 特定国際戦略事業の場合、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【(事業番号) / (合計事業数)】

注 1) 本別紙は、総合特区支援利子補給金を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例：当該支援措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1 / 3】とする。)

注 2) 別途公表している総合特区支援利子補給金関係手続の手引きも参照してください。

1 特定国際戦略事業の名称

<<特定国際戦略事業名>> (国際戦略総合特区支援利子補給金)

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社〇〇銀行

〇〇銀行株式会社

〇〇信用金庫

注 1) 適用される個別の金融機関については、別途法第 28 条に基づく指定が行われる必要があります。

注 2) 金融機関の記載については、施行規則第 4 条に定める金融機関に該当し、かつ当該総合特区に係る地域協議会の構成員である金融機関の名称を個別に記載する必要があります。また、最新の地域協議会構成員一覧を添付してください。(「地域協議会の概要」に記載された構成員の内容が、最新の構成員一覧を示す場合には、これをもって代えることができます。)

注 3) 国際戦略総合特区利子補給金においては、金融機関名を記載することで、当該特別の措置を受けようとする者を特定することが可能であるため、別添 3 の提出は必要ありません。ただし、その特定が難しいと見込まれる場合には別添 3 の②を提出してください。

注 4) 金融機関の追加又は削除を行う場合は、計画の変更を行う必要があります。(金融機関の名称変更や合併が行われた場合は、計画の変更は必要ありません。)

注 5) 国際戦略総合特区利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください(指定申請書手引き、別添 4 及び 5 等を参照)。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業 (国際戦略総合特区支援貸付事業) の内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 施行規則第 3 条に規定する事業に合致し、かつ、当該総合特区の政策課題及び解決策とも整合していることが明らかになるよう、できるだけ具体的に記載してください。また、b) で複数の該当事業種別を記載する場合は、a) と b) の関係がわかるように記載してください。なお、個別の事業が特定できるまでの記載をする必要はありません。

b) 施行規則第 3 条に規定する該当事業種別 (総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 1 に掲げる対象事業項目)

第〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注 1) 施行規則第 3 条の該当する号を抜粋してください。なお、総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 1 の具体的な事業例も参照してください。

注 2) 複数の号を記載することも可能ですが、上記 a) の注) に留意してください。

別紙 1 - 6 <総合特区施設整備促進事業> 【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定国際戦略事業の名称

<<特定国際戦略事業名>> (総合特区施設整備促進事業)

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 本特例を活用しようとする認定地方公共団体(市町村に限る。)の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業の目的、事業内容

① 特定国際戦略事業の目的

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

② 特定国際戦略事業の事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) それぞれ、簡潔に記載してください。

b) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

〇市〇町〇丁目付近 (又は 別添図の通り。)

注) 地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

c) 当該特定国際戦略事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要

① 施設整備を行うことが見込まれる者

<中小企業者が共同して行う事業(法第2条第2項5号イ)>

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業協同組合

特区内において〇〇を業とする株式会社 約〇社 等

<中小企業者の事業を支援する者が行う事業(法第2条第2項5号ロ)>

一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇 等

注) どちらか該当する方を記載してください。

② 施設整備の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (又は 別添図の通り。)

注) 図面等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。また、総合特区施設整備促進事業を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください。(指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照)

- d) 当該特定国際戦略事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期
平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

別紙 1-7 <補助金等交付財産の転用手続の特例>【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、補助金等交付財産の転用手続の特例を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該特例に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定国際戦略事業の名称

<<特定国際戦略事業名>> (補助金等交付財産の転用手続の特例)

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 当該補助金等交付財産を保有する者の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業の内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

所管府省: 〇〇省

制度名: 〇〇事業費

補助年度: 平成〇〇年度

c) 上記b)に係る補助金等交付財産の現状

財産名: 〇〇

所在地: 〇〇県〇〇市〇〇

取得年月日: 平成〇〇年〇月〇日

供用開始年月日: 平成〇〇年〇月〇日

取得価格: 〇〇千円

国庫負担金額: 〇〇千円 等

d) 転用の必要性

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

e) 転用に係る事業の実施主体

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人 等

注1) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。

注2) 「(株) 〇〇」のように、特定の実施主体を特定している場合、主体の追加は計画の変更に該当します。

f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

○○

注)「有償譲渡」「無償譲渡」「有償貸与」「無償貸与」のいずれかを記載。

g) 転用後の施設の目的

○○○○○○○○○○○○○○○○

h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

○○○○○○○○○○○○○○○○

注1) それぞれ、簡潔かつ具体的に記載してください。

注2) 本別紙に基づき、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第 22 条における承認の基準に照らして補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うこととなることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにしてください。

注3) 補助金等所管省庁が補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うのに必要な資料は補助金等交付財産によって異なるため、補助金等所管省庁より本別紙に記載する事項の他に必要な資料を求められることがあることにご留意ください。

注4) 補助金等交付財産の転用手続きの特例を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください（指定申請書手引き、別添4及び5等を参照）。

別紙 1 - 8 <金融上の支援措置（<<金融上の支援措置の名称>>）>【（事業番号）／（合計事業数）】

注）本別紙は、国の金融上の支援措置（国際戦略総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業を除く。）を活用する一般国際戦略事業ごとに作成してください。（国と協議が調ったもののみを記載してください。）

その際、当該別紙に係る一般国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 一般国際戦略事業の名称

<<一般国際戦略事業名>>（金融上の支援措置（<<金融上の支援措置の名称>>））

注1）総合特区計画の「4 一般国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注2）金融上の支援措置の名称は、国の制度名を記載してください。

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注）一般国際戦略事業の概要を記載してください。

② 支援措置の内容

〇〇〇

注）支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

平成〇年度～平成〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙 1－9 <地域において講ずる措置>

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」をもとに、記載してください。(取組の進捗に伴い、追加しても構いません。)

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

3. 地方公共団体等における体制の強化

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

別添 2 地域活性化総合特区計画の認定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 5 の 4（第 29 条関係）

地域活性化総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 35 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、地域活性化総合特別区域計画について認定を申請します。

注 1) 対象に訓令又は通達に係る規制の特例措置を含まない場合は、「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を削除して申請してください。

注 2) 対象が訓令又は通達に係る規制の特例措置のみの場合は、「第 35 条第 1 項の規定及び同法」の文字を削除して申請してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

注3) 特定地域活性化事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

注4) 規制の特例措置等と財政上の支援措置を活用する事業は、特定地域活性化事業となるため、財政上の支援措置も含めてこちらへ記載してください。

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

① <<一般地域活性化事業名>> (<<支援措置の名称>>、別紙2-3)

② <<一般地域活性化事業名>> (<<支援措置の名称>>、別紙2-3) (金融上の支援措置 (<<金融上の支援措置の名称>>)、別紙2-7)

.....

注1) 事業ごとに、その区分(財政上の支援措置等)に対応した別紙を作成してください。(国と協議が調った事業のみを記載してください(その際、指定申請書に記載した事業のうち、当該該当する事業を記載してください。また、取組の進捗に伴い追加しても構いません。))

注2) 財政上の支援措置となる事業については、国の支援措置の名称を記載してください。財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)を活用しようとする場合であって、当該事業が特定地域活性化事業でない場合には、本欄に記載することが必要です。(国と協議が調った事業に限ります。)

注3) 金融上の支援措置の対象となる事業については、国の金融上の支援措置の名称も合わせて記載してください。(国と協議が調ったものに限ります。)

注4) 金融上の支援措置のうち、地域活性化総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業の対象となる場合は、本欄ではなく、「3 特定地域活性化事業の名称」に記載してください。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置(別紙2-8)

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」を基に別紙2-8に記載して下さい。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

注1) 地方公共団体等が行った提案のうち、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなったものについて記載してください。

注2) その他、認定申請を行う指定地方公共団体において必要と思われる事項を記入して下さい。

別紙 2-1 <規制の特例措置（●●事業）> 【(事業番号) / (合計事業数)】

注1) 本別紙は、計画本文に列挙した規制の特例措置を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例:規制の特例措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

注2) 規制の特例措置と合わせ、財政上の支援措置の対象となるものについては、別紙2-1に加え、別紙2-3も作成してください。

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (規制の特例措置 (●●事業))

注1) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注2) 財政上の支援措置については、別紙2-3に記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇(株) 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人

特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注1) 特例措置の適用を受けられる者の範囲(当該者の属性、規模、所在地等)を記載してください。

注2) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。(ただし、規制の特例措置の適用が受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。)

注3) 「〇〇(株)」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注4) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

② 事業に関与する主体

〇〇〇

③ 事業が行われる区域

〇〇〇

④ 事業の実施期間

〇〇〇

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

〇〇〇

⑥ その他

〇〇〇

注1) 規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述してください。

注2) 財政上の支援措置の対象となる場合、「⑥その他」に、その旨を記載してください。

(例：規制の特例措置（●●事業）に加え、＜＜支援措置の名称＞＞を活用することを予定。)

注3) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

4 当該特別の措置の内容

○○○○○○

注1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容」等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、本欄に記載の上、これを表示した図を添付してください。(指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照) (例：○○○に係る特例措置：○市の区域のうち、・・・区域)

注3) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注4) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

別紙 2-2 <地域活性化総合特区税制>【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、地域活性化総合特区税制を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該税制に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (地域活性化総合特区税制)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定地域活性化事業において指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

○○○○○○○○○○○○○○○○

注) 施行規則に合致していることが明らかなよう、できるだけ具体的に記載してください。

b) 施行規則第5条のうち、当該特定地域活性化事業が該当する項及び号

第○項第○号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注) 施行規則の該当条項を抜粋してください。

c) 当該特定地域活性化事業について、当該地域活性化総合特区に係る地域の活性化の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

○○○○○○○○○○○○○○○○

注) 当該特定地域活性化事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが明らかである根拠を記載してください。

d) 当該特定地域活性化事業を実施すると見込まれる者

○○ (株)

特区内において○○事業を実施する株式会社

...

注1) 適用される個別の法人については、別途法第55条に基づく指定が行われる必要があります。

注2) 「○○ (株)」のように、実施主体を特定していれば主体の追加は計画の変更に該当します。

注3) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

e) 当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域

○市○町○丁目付近 (又は 別添図の通り。)

注) 地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

f) 当該特定地域活性化事業の実施時期

平成○年○月から事業実施予定

別紙 2-3 <<支援措置の名称>> 【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、国の財政上の支援措置を活用する特定地域活性化事業、一般地域活性化事業ごとに作成してください。
(国と協議が調った事業のみを記載してください。)

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例：当該税制に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定地域活性化/一般地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化/一般地域活性化事業名>> (<<支援措置の名称>>)

注1) 規制の特例措置等と併せて実施する事業の場合、特定地域活性化事業とします。

注2) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」又は「4 i) 一般地域活性化事業について」と同一の名称を記載してください。

注3) 支援措置の名称は、指定申請書別添11の「国の制度名」を記載してください。国との協議の結果、別の制度で支援することとなった場合には、当該制度名を記載してください。(新規制度の場合には、新規制度の名称を記載してください。)

2 特定地域活性化/一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注1) 特定地域活性化又は一般地域活性化事業の概要を記載してください。

注2) 規制の特例措置と関係する取組の場合には、規制の特例措置と併せて行うことによる効果も記載してください。

(例：規制の特例措置である●●事業と併せて行うことにより、〇〇が促進され、〇〇に資するものである。)

② 支援措置の内容

〇〇〇

注) 指定申請書別添11の「事業内容」等をもとに、支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

注) 指定申請書別添11の「実施主体」をもとに記載してください。

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

平成〇年度～平成〇年度

⑥ その他

〇〇〇

注) 特定地域活性化事業の場合、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

別紙 2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【(事業番号) / (合計事業数)】

注 1) 本別紙は、総合特区支援利子補給金を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例:当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

注 2) 別途公表している総合特区支援利子補給金関係手続の手引きも参照してください。

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (地域活性化総合特区支援利子補給金)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社〇〇銀行

〇〇銀行株式会社

〇〇信用金庫

注 1) 適用される個別の金融機関については、別途法第 28 条に基づく指定が行われる必要があります。

注 2) 金融機関の記載については、施行規則第 4 条に定める金融機関に該当し、かつ当該総合特区に係る地域協議会の構成員である金融機関の名称を個別に記載する必要があります。また、最新の地域協議会構成員一覧を添付してください。(「地域協議会の概要」に記載された構成員の内容が、最新の構成員一覧を示す場合には、これをもって代えることができます。)

注 3) 地域活性化総合特区利子補給金においては、金融機関名を記載することで、当該特別の措置を受けようとする者を特定することが可能であるため、別添 3 の提出は必要ありません。ただし、その特定が難しいと見込まれる場合には別添 3 の②を提出してください。

注 4) 金融機関の追加又は削除を行う場合は、計画の変更を行う必要があります。(金融機関の名称変更や合併が行われた場合は、計画の変更は必要ありません。)

注 5) 地域活性化総合特区利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください(指定申請書手引き、別添 4 及び 5 等を参照)。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業 (地域活性化総合特区支援貸付事業) の内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 施行規則第 6 条に規定する事業に合致し、かつ、当該総合特区の政策課題及び解決策とも整合していることが明らかになるよう、できるだけ具体的に記載してください。また、b) で複数の該当事業種別を記載する場合は、a) と b) の関係がわかるように記載してください。なお、個別の事業が特定できるまでの記載をする必要はありません。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別 (総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目)

第〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注 1) 施行規則第 6 条の該当する号を抜粋してください。なお、総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 の具体的な事業例も参照してください。

注 2) 複数の号を記載することも可能ですが、上記 a) の注) に留意してください。

別紙 2-5 <総合特区施設整備促進事業>【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (総合特区施設整備促進事業)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 本特例を活用しようとする認定地方公共団体(市町村に限る。)の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業の目的、事業内容

①特定地域活性化事業の目的

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②特定地域活性化事業の事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) それぞれ、簡潔に記載してください。

b) 当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域

〇市〇町〇丁目付近 (又は 別添図の通り。)

注) 地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

c) 当該特定地域活性化事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要

①施設整備を行うことが見込まれる者

<中小企業者が共同して行う事業(法第2条第3項5号イ)>

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業協同組合

特区内において〇〇を業とする株式会社 約〇社 等

<中小企業者の事業を支援する者が行う事業(法第2条第3項5号ロ)>

一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇 等

注) どちらか該当する方を記載してください。

②施設整備の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (又は 別添図の通り。)

注) 図面等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。また、総合特区施設整備促進事業を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください。(指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照)

- d) 当該特定地域活性化事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期
平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

別紙 2-6 <補助金等交付財産の転用手続の特例>【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、補助金等交付財産の転用手続の特例を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該特例に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (補助金等交付財産の転用手続の特例)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 当該補助金等交付財産を保有する者の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業の内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

所管府省: 〇〇省

制度名: 〇〇事業費

補助年度: 平成〇〇年度

c) 上記b)に係る補助金等交付財産の現状

財産名: 〇〇

所在地: 〇〇県〇〇市〇〇

取得年月日: 平成〇〇年〇月〇日

供用開始年月日: 平成〇〇年〇月〇日

取得価格: 〇〇千円

国庫負担金額〇〇千円 等

d) 転用の必要性

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

e) 転用に係る事業の実施主体

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人 等

注1) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。

注2) 「(株) 〇〇」のように、特定の実施主体を特定している場合、主体の追加は計画の変更に該当します。

f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

○○

注) 「有償譲渡」「無償譲渡」「有償貸与」「無償貸与」のいずれかを記載。

g) 転用後の施設の目的

○○○○○○○○○○○○○○○○

h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

○○○○○○○○○○○○○○○○

注1) それぞれ、簡潔かつ具体的に記載してください。

注2) 本別紙に基づき、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第22条における承認の基準に照らして補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うこととなることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにしてください。

注3) 補助金等所管省庁が補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うのに必要な資料は補助金等交付財産によって異なるため、補助金等所管省庁より本別紙に記載する事項の他に必要な資料を求められることがあることにご留意ください。

注4) 補助金等交付財産の転用手続きの特例を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください（指定申請書手引き、別添4及び5等を参照）。

別紙 2-7 <金融上の支援措置（<<金融上の支援措置の名称>>）>【（事業番号）／（合計事業数）】

注）本別紙は、国の金融上の支援措置（地域活性化総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業を除く。）を活用する一般地域活性化事業ごとに作成してください。（国と協議が調ったもののみを記載してください。）
 その際、当該支援措置に係る一般地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 一般地域活性化事業の名称

<<一般地域活性化事業名>>（金融上の支援措置（<<金融上の支援措置の名称>>））

注1）総合特区計画の「4 一般地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注2）金融上の支援措置の名称は、国の制度名を記載してください。

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注）一般地域活性化事業の概要を記載してください。

② 支援措置の内容

〇〇〇

注）支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

平成〇年度～平成〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」をもとに、記載してください。(取組の進捗に伴い、追加しても構いません。)

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

3. 地方公共団体等における体制の強化

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《〇〇事業》別紙〇—〇関係
名称	〇〇〇〇
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
概要	<p>○ 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。</p> <p>設 立 : 〇〇年〇月〇日 業 種 : サービス業 業務概要 : 〇〇〇〇〇〇 △△△△△△ ××××××</p>

注1) 「名称」欄には、対象となる法人名又は個人名を記載してください。

注2) 「住所」欄には、対象が法人である場合には本店の所在地、個人の場合には事業を実施する場所を記載してください。

② 主体が特定されていない場合

対象事業名	《〇〇事業》別紙〇—〇関係
これまでの調整状況	〇年△月 〇〇市特区構想検討委員会設置 〇年〇月 △△関係事業者（〇社）への意向調査 △社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。
特定する方法	国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 〇〇（役職：委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：〇〇円
今後の予定	〇年△月～〇月 コンペ参加募集 〇年〇月～〇月 提案受付 〇年×月 選定委員会、審査結果の公表 ⇒主体の特定 △年△月 事業開始

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	〇〇県
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	隣接県であり、〇〇に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成〇年〇月〇日 (書面等により意見を聴いた場合には、意見聴取先から意見の提出があった日)
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>1. 〇〇規制の緩和に際しては、〇〇〇〇といった弊害が考えられる。それを予防するような措置を併せて提案して欲しい。</p> <p>2.</p> <p>※書面等により意見を聴いた場合には、意見聴取先から提出があった書面を別紙で提出頂いても結構です。</p>
意見に対する対応	<p>1. については、意見を踏まえ、代替措置に関する記載を計画に追加した。</p> <p>2.</p>

注) 意見を聴いた関係地方公共団体又は実施主体ごとに作成してください。

別添5 総合特別区域計画の作成についての提案書

国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案書

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名 印

*注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。*

総合特別区域法第12条第5項の規定に基づき、別添の通り、総合特別区域法第12条第1項の規定に基づく国際戦略総合特別区域計画の作成について提案します。

地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案書

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名 印

*注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。*

総合特別区域法第35条第5項の規定に基づき、別添の通り、総合特別区域法第35条第1項の規定に基づく地域活性化総合特別区域計画の作成について提案します。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	○○○○○○○○○○○○○○協議会
地域協議会の設置日	平成○年○月○日
地域協議会の構成員	○○県 ○○市 ○○○商工会議所 (株) ○○○○ 特定非営利活動法人 ○○○○ ・ ・ ・ ・ ・ ※別紙で添付頂いても結構です。
協議を行った日	(第○回) 平成○年○月○日 協議会を開催 (第○回) 平成○年○月○日 持ち回りで協議 ※持ち回りの場合は、最終的な了解が得られた日を記載してください。
協議会の意見の概要	(第○回) 1. ○○事業については、○○だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. ○○については、○○の規制だけではなく、△△の規制も問題となっている。提案に追加すべき ・ ・ ・ ・ ・ (第○回) ※別紙で添付頂いても結構です。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、計画に追加した。 2. については、意見を踏まえ、新たに規制の特例措置等の提案を行うとともに、計画に追加した。 ・ ・ ・ ・ ・ ※別紙で添付頂いても結構です。

各論 (規制の特例措置)

(別紙)

番号	観光 A001	特定事業名	国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業
根拠条文	法第 20 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）</p> <p>現行規定</p> <p>通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

通訳案内士法上、外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるところ、本法における通訳案内士法の特例により、総合特区の区域内において、通訳案内士以外の者であって特区自治体による研修を経た者（特区ガイド）による有償ガイド行為を可能とするものである。

② 概要

指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施できる。国際戦略総合特別区域通訳案内士とは、指定地方公共団体が行う国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者であり、国際戦略総合特別区域において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

近時、訪日外国人をめぐる環境は大きく変化しており、具体的には、①中国、韓国等近隣アジア諸国からの旅行者の増加、②日本の文化や自然をミニツアー等で体験する旅行者の増加、③地方部への旅行者の増加、などの変化が見られている。しかしながら、通訳案内士の絶対数が不足するとともに、訪日外国人が求める新しいニーズには十分に対応しきれていないのが現状である。

そのため、指定地方公共団体は、指定地方公共団体が行う国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた国際戦略総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施することにより、国際戦略総合特別区域通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うこととするものである。

そこで、具体的には

- ・ 通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど通訳案内士を補完することが必要な地域であること
- ・ 指定地方公共団体が行う研修の内容及びカリキュラムが国際戦略総合特別区域通訳案内士の資質を

確保する上で適切であること

- ・ 休日を含め国際戦略総合特別区域通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ適切かつ確実に実施されることが認められる場合に、本事業を行うことができることとするものである。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

- ・ 特区申請地域において、必要とされる通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足していること
- ・ 指定地方公共団体が行う研修の詳細な内容及びカリキュラム、修了時の効果測定方法
- ・ 顧客の求める日時に応じて国際戦略総合特別区域通訳案内士を常時手配できる方法
- ・ 通訳案内士制度と国際戦略総合特別区域通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法
- ・ 研修受験者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

② 計画に添付すべき書類等

- ・ 3①が把握できる資料

③ 上記に関し留意すべき事項

- ・ 提出時点で把握し得る最新のデータに基づいて資料を作成すること
- ・ 事業実施に関係する者・団体と十分に調整を行うこと
- ・ 専門家等の意見を聴取している場合にはその旨記載すること

(別紙)

番号	国交 A001	特定事業名	国際戦略建築物整備事業
根拠条文	法第 21 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条</p> <p>現行規定</p> <p>建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 12 項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

国際競争力の強化の観点から、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和することとする。ただし、当該緩和内容については、当該用途地域の指定の目的を妨げないものであることとする。

② 概要

国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた国際戦略総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

例えば、都市計画で指定される工業地域及び工業専用地域においては、建築基準法上は、ホテル又は旅館等の建築は認められないが、あらかじめ、これら用途地域の指定の目的に反しない内容のものとして「工業の振興と工場見学などの産業観光の一体的な促進に資する建築物の建築を誘導する」という建築物の整備に関する基本方針が国際戦略総合特区計画に定められている場合には、特定行政庁はホテル等の建築物について当該建築物の整備に関する基本方針に適合することを認めて許可することが可能となる。なお、許可の手続については建築基準法第 48 条に基づいて行われたい。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針、当該事業を行う区域の用途地域及び当該基本方針に基づいて建築する建築物の用途

② 計画に添付すべき書類等

特になし

- ③ 上記に関し留意すべき事項
特になし

(別紙)

番号	国交 A002	特定事業名	国際戦略建築物整備事業
根拠条文	法第 22 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項</p> <p>現行規定</p> <p>特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

国際競争力の強化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

②概要

建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた国際戦略総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

2. 基本方針の記載内容の解説

特別用途地区内において、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの規定による建築物の用途制限を緩和しようとする場合には、あらかじめ特別用途地区を都市計画決定する必要がある。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

制限の緩和の内容（条例（案）等）

②計画に添付すべき書類等

- 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書
- 2 参考資料

③上記に関し留意すべき事項

参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。

(別紙)

番号	国交 A003	特定事業名	工場等新增設促進事業
根拠条文	法第 23 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域産業集積形成法」という。）第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項</p> <p>現行規定</p> <p>工場立地法第 4 条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。</p> <p>また、同法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p> <p>さらに、同法の特例措置として、地域産業集積形成法第 10 条の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

大都市周辺地域では、工場立地法が現行の規制体系を導入した昭和 48 年以前に建設された、規制基準をそもそも満たしていない立地法工場等が多い。こうした工場等では、現行の工場立地法又は地域産業集積形成法の規定に基づき設定されている緑地面積率等の規制により、工場等の新設・増設が抑制されており、工場等の新規投資の促進により我が国の産業の国際競争力強化を図ろうとする取組を進める上での障害となっている。

このため、国の産業の国際競争力の強化の観点から国際戦略総合特別区域において認定地方公共団体が現行の規制の基準を緩和することができる環境を整備する必要がある。

② 概要

指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。

2. 基本方針の記載内容の解説

工場立地法の緑地面積率等に係る規制は、人の生命又は身体の安全の確保を保護法益とするものではない。従って、規制緩和の要請と環境保全とのバランスが十分に担保できれば、産業の国際競争力の強化という総合特区法の法益を実現する観点からこれを緩和することは許容されるものと考えられる。

この点、今回の措置では、①住民参加を前提とした自治体の条例制定プロセスを経る必要がある、②特区計画の認定の際の内閣総理大臣による同意プロセスにより特例措置の活用についてのチェックが可能である、ことから規制緩和の要請と環境保全とのバランスは担保されることが考えられる。

そこで、工場立地法の趣旨も踏まえた、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画であって、その計画が内閣総理大臣による国際戦略総合特別区域計画の認定を受けた指定地方公共団体は、各自治体の条例で、当該計画の区域内において適用できる緑地面積率等について、国が公表する準則や都道府県等が定める準則に代えて適用することができる準則を設定できるものとしている。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

工場立地を環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするという工場立地法の趣旨も踏まえた緑地面積率及び環境施設面積率を定めた計画を示すこと。

なお、条例の策定にあたっては、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則（以下「地域準則等」）に代えて、適用すべき準則を定めるものであり、地域準則等に規定されていない事項や工場立地法の趣旨を逸脱した条例を策定することはできない。

例えば、工場立地法では工場と地域の調和を目的に緑地を設置することを義務付けているため、緑地面積率を0%にするという計画は認められない。

② 計画に添付すべき書類等

緩和の内容（条例（案）等）

③ 上記に関し留意すべき事項

特になし。

(別紙)

番号	観光 B001	特定事業名	地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業
根拠条文	法第 43 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）</p> <p>現行規定</p> <p>通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

通訳案内士法上、外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるところ、本法における通訳案内士法の特例により、総合特区の区域内において、通訳案内士以外の者であって特区自治体による研修を経た者（特区ガイド）による有償ガイド行為を可能とするものである。

② 概要

指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施できる。地域活性化総合特別区域通訳案内士とは、指定地方公共団体が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者であり、地域活性化総合特別区域において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

近時、訪日外国人をめぐる環境は大きく変化しており、具体的には、①中国、韓国等近隣アジア諸国からの旅行者の増加、②日本の文化や自然をミニツアー等で体験する旅行者の増加、③地方部への旅行者の増加、などの変化が見られている。しかしながら、通訳案内士の絶対数が不足するとともに、訪日外国人が求める新しいニーズには十分に対応しきれていないのが現状である。

そのため、指定地方公共団体は、指定地方公共団体が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施することにより、地域活性化総合特別区域通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うこととするものである。

そこで、具体的には

- ・ 通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど通訳案内士を補完することが必要な地域であること

- ・ 指定地方公共団体が行う研修の内容及びカリキュラムが地域活性化総合特別区域通訳案内士の資質を確保する上で適切であること
- ・ 休日を含め地域活性化総合特別区域通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ適切かつ確実に実施されることが認められる場合に、本事業を行うことができることとするものである。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

- ・ 特区申請地域において、必要とされる通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足していること
- ・ 指定地方公共団体が行う研修の詳細な内容及びカリキュラム、修了時の効果測定方法
- ・ 顧客の求める日時に応じて地域活性化総合特別区域通訳案内士を常時手配できる方法
- ・ 通訳案内士制度と地域活性化総合特別区域通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法
- ・ 研修受験者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

② 計画に添付すべき書類等

- ・ 3①が把握できる資料

③ 上記に関し留意すべき事項

- ・ 提出時点で把握し得る最新のデータに基づいて資料を作成すること
- ・ 事業実施に関係する者・団体と十分に調整を行うこと
- ・ 専門家等の意見を聴取している場合にはその旨記載すること

なお、①に関して不明な場合には、政府の担当部局にご相談下さい。

(別紙)

番号	国交B001	特定事業名	地域活性化建築物整備事業
根拠条文	法第44条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条</p> <p>現行規定</p> <p>建築基準法第48条及び別表第2においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第48条第1項から第12項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

地域活性化の観点から、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和することとする。ただし、当該緩和内容については、当該用途地域の指定の目的を妨げないものであることとする。

②概要

地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた地域活性化総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

例えば、都市計画で指定される住居系地域においては、建築基準法上は、原則として工場の建築は認められないが、あらかじめ、これら用途地域の指定の目的に反しない内容のものとして「職住一体の推進のため、地場産業である水産加工産業の振興に資する建築物の建築を誘導する」という建築物の整備に関する基本方針が地域活性化総合特区計画に定められている場合には、特定行政庁は水産加工工場等の建築物について当該建築物の整備に関する基本方針に適合することを認めて許可することが可能となる。なお、許可の手続については建築基準法第48条に基づいて行われたい。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針、当該事業を行う区域の用途地域及び当該基本方針に基づいて建築する建築物の用途

②計画に添付すべき書類等

特になし

- ③上記に関し留意すべき事項
特になし

番号	国交B002	特定事業名	地域活性化建築物整備事業
根拠条文	法第45条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第2項</p> <p>現行規定</p> <p>特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

地域活性化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

②概要

建築基準法第49条第2項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第49条第2項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

2. 基本方針の記載内容の解説

特別用途地区内において、条例で、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による建築物の用途制限を緩和しようとする場合には、あらかじめ特別用途地区を都市計画決定する必要がある。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

制限の緩和の内容（条例（案）等）

②計画に添付すべき書類等

- 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書
- 2 参考資料

③上記に関し留意すべき事項

参考資料については昭和48年住街発第35号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。

(別紙)

番号	財務B001	特定事業名	特定農業者特定酒類製造事業
根拠条文	法第46条		措置区分 法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項</p> <p>現行規定</p> <p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60 キロリットル 2 合成清酒 60 キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60 キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10 キロリットル 5 みりん 10 キロリットル 6 ビール 60 キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル 			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

都市と農村の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した果実又は米を原料として一定の果実酒又はその他の醸造酒（特定酒類）を製造する場合には、酒類の製造免許に係る裁定製造数量基準を適用しないこととするものです。

② 概要

指定地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した果実又は米を原料として特定酒類を製造する事業を定めた

特区計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、本事業の実施主体として認定された特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しないこととされます。

なお、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

2. 基本方針の記載内容の解説

○ 「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストラン等、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を営む農業者をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

○ 「特定酒類」とは、次の酒類をいいます。

(1) 酒税法第3条第13号（二を除きます。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（注1）以外の果実を原料としたものを除きます。）

(2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒で次のもの

① 米（自ら生産した米（注1）に限ります。②において同じ。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

② 米、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないもの

（注1）自ら生産した果実に準ずるものとして、次のものも含まれます（自ら生産した米についても同様です。）。

① 財務省関係総合特別区域法施行規則に規定する農業経営者の同居親族等又は農業生産法人の組合員等で、当該農業経営者又は当該農業生産法人の果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者又は当該農業生産法人の確認を受けた者に限ります。）の場合は、当該農業経営者又は当該農業生産法人が生産した当該果実

② 災害等により自ら生産した果実（①の場合は、農業経営者又は農業生産法人が生産した果実を含みます。以下同じ。）を原料として酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限ります。）は、特区内において生産された当該果実（災害等により特区内において生産された当該果実を酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合には、特区外の地域において生産された当該果実を含みます。）

（※）税務署長が指定地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください。

(注2) 麦その他の穀類(米を除きます。)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒か
す

- 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記(1)の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場(当該製造免許を受けた製造場に限ります。)において飲用に供する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

指定地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された指定地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた特定農業者が、酒税法の規定(酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等)に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、指定地方公共団体は、特定農業者が酒税法違反とならないよう留意してください。

① 必要な記載事項

特になし。

② 計画に添付すべき書類等

特になし。

③ 上記に関し留意すべき事項

特になし。

(別紙)

番号	財務B002	特定事業名	特産酒類製造事業
根拠条文	法第47条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項</p> <p>現行規定</p> <p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60 キロリットル 2 合成清酒 60 キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60 キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10 キロリットル 5 みりん 10 キロリットル 6 ビール 60 キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル 			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

地域ブランドの果実種等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資するよう、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュール（特産酒類）を製造しようとする者が果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げることとするものです。

② 概要

指定地方公共団体が、特区内において生産される地域の特産物である農産物を用いた特産酒類を製造

する事業を定めた特区計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、本事業の実施主体として認定された者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特産酒類を製造するため、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、果実酒にあつては2キロリットルと、リキュールにあつては1キロリットルとすることとされます。

なお、果実酒又はリキュールの製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

2. 基本方針の記載内容の解説

○ 「特産酒類」とは、次の酒類をいいます。

(1) 酒税法第3条第13号（二を除きます。）に規定する果実酒（指定地方公共団体の長が地域の特産物として指定した果実（注）で特区内において生産されたもの以外の果実を原料としたものを除きます。）

(2) 酒税法第3条第21号に規定するリキュールで次のもの

① 他の製造場において製造された酒類及び農産物（指定地方公共団体の長が地域の特産物として指定したもので特区内において生産されたものに限り、）を原料としたもの

② ①の酒類及び農産物並びに他の物品（酒類及び農産物を除きます。）

を原料としたもの

3. 計画の認定に必要な記載事項等

指定地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特産酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された指定地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、果実酒又はリキュールの製造免許を受けた者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、指定地方公共団体は、製造者が酒税法違反とならないよう留意してください。

①必要な記載事項

指定地方公共団体の長が地域の特産物として指定した旨、特区計画に「規制の特例措置の内容」として記載してください。

②計画に添付すべき書類等

特になし。

③上記に関し留意すべき事項

特になし。

(別紙)

番号	厚労 B001	特定事業名	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業
根拠条文	総合特別区域法第 48 条	措置区分	法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <p>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで</p> <p>現行規定</p> <p>老人福祉法において、特別養護老人ホームの設置主体を地方公共団体及び社会福祉法人等に限定している。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

② 概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（※1）において、厚生労働省令（※2）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

※1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

※2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

2. 基本方針の記載内容の解説

- 都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について
 - ・ 都道府県老人福祉計画は、3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、

当該計画の目標年度における必要入所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請時の特別養護老人ホーム入所定員総数と平成24年度から始まる第5期介護保険事業支援計画を踏まえた都道府県老人福祉計画の目標年度（平成26年度）における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

○ 当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

② 計画に添付すべき書類等

○ 当該特例に係る認可を受けようとする選定事業者は、施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）に以下のものを提出してください。

- ・ 老人福祉法施行規則第2条第1項各号（第4号及び第8号を除く）に規定する事項及び資産の状況を記載した申請書。
- ・ 老人福祉法施行規則第3条第2項各号に規定する書類及び総合特別区域法第48条第2項各号に規定する基準によって、当該申請を審査するために都道府県知事等が必要と認める書類。

③ 上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	国交B003	特定事業名	特定水力発電事業
根拠条文	法第49条から第52条まで関係		措置区分 法律
<p>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法（昭和39年法律第167号）第35条第1項、第36条第1項から第4項、第38条及び第79条 ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付河川局長通達） ・電気事業法（昭和39年法律第170号）第103条第1項 <p>現行規定</p> <p>【河川法】</p> <p>国土交通大臣は、水利使用に関し、河川法第23条、第24条又は第26条第1項の規定による許可（以下「河川法第23条等の許可」という。）の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。（第35条第1項）</p> <p>国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。（第36条第1項～第4項）</p> <p>河川管理者は、水利使用に関し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、関係河川使用者に通知しなければならない。（第38条）</p> <p>都道府県知事は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得なければならない。（第79条）</p> <p>【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付河川局長通達）】</p> <p>水利使用に関する処分に係る標準処理期間については、国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月とし、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とすること。</p> <p>【電気事業法】</p> <p>都道府県知事又は指定都市の長は、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。</p>			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

地方公共団体が中心となって、かんがい等のために水利使用に従属する水力発電のための水利使用を行うことを通じて、地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するという法の実現するため、治水上の影響や新たな環境負荷が少ない既存の河川法第23条等の許可を受けた水利使用のために取水された流水のみを利用する発電のための水利使用を対象に、手続の簡素化等を図るものとする。

② 概要

指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、法第 49 条に規定する特定水力発電事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業について、以下の特例等の規定を適用する。

1. 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。
2. 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第 36 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、法第 42 条に規定する地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。
3. 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があったときは、同法第 38 条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であって当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したのものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。
4. 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第 79 条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。
5. 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があったときは、電気事業法第 103 条第 1 項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。
6. 河川管理者は、水利使用に関する河川法第 23 条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

2. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 本特例措置は、水利使用に関し、河川法及び電気事業法において必要とされる手続について、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水力発電事業に係る水利使用においては、河川法及び電気事業法の手続の簡素化を図るものです。
- ・ 流水の占用許可等に係る手続については、別途必要となります。ただし、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間により許可を得ることが可能となります。
- ・ 河川敷地内に工作物を設置する場合の技術的基準については、従前と変更はありません。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

【特定水利使用計画の記載事項】

1. 水系及び河川の名称
2. 発電の目的及び電力の用途
3. 最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力
4. 発電施設の位置及び構造
5. 水利使用の期間
6. 工期

【特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項】

1. 水系及び河川の名称
2. 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
3. 水利使用の目的
4. 許可水量
5. 許可期間
6. 取水口又は注水口の位置
7. 許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

②計画に添付すべき書類等

1. 使用水量の算出の根拠を記載した図書
2. 河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第11条第2項第1号二に掲げる事項を記載した図書
3. 工作物の工事計画の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則第11条第2項第2号の表法第44条第1項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）
4. その他参考となるべき事項を記載した図書
5. 地域協議会の概要（構成員、協議の内容、都道府県知事又は指定都市の長の意見）

③上記に関し留意すべき事項

特になし

問合せ先

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

E-mail : sogotoc@cas.go.jp

TEL : 03-5510-2159